# 河合町議会会議録

平成31年 3月4日 開会

河合町議会

# 平成31年第1回(3月)河合町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
第 1 号 (3月4日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○出席説明員	5
○議会事務局出席者	5
○開会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
○開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
○町長の挨拶・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
○会議録署名議員の指名	10
○会期の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
○付議事件の一括提案理由の説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
○議案第18号の質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
○議案第19号の質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
○議案第21号の質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
○議案第22号の質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
○議案第23号の質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
○議案第24号の質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
○議案第25号の質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
○同意第1号の採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
○同意第 2 号の採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
○同意第3号の採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
○同意第4号の採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
○同意第 5 号の採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
○同意第6号の採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36

○同意第7号の採決	•37
○議案第1号から議案第7号及び議案第16号、議案第17号、議案第20号及び	
報告第1号、報告第2号の委員会付託	•37
○議案第8号から議案第15号の委員会付託	.38
○散会の宣告	•39
○署名議員	·41

# 河合町告示第3号

平成31年第1回(3月)河合町議会定例会を次のとおり招集する。

平成31年2月27日

河合町長 岡井康徳

- 1 期 日 平成31年3月4日
- 2 場 所 河合町議会議場

平成31年3月4日(月曜日)

(第1号)

# 平成31年第1回(3月)河合町議会定例会会議録

## 議事日程(第1号)

平成31年3月4日(月)午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第18号 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に 関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第19号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第21号 国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第22号 河合町子ども医療費助成条例等の一部改正について
- 日程第 7 議案第23号 河合町共同浴場設置条例の廃止について
- 日程第 8 議案第24号 河合町水道法施行条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第25号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第10 同意第 1号 政治倫理審査会委員の選任について
- 日程第11 同意第 2号 政治倫理審査会委員の選任について
- 日程第12 同意第 3号 政治倫理審査会委員の選任について
- 日程第13 同意第 4号 政治倫理審査会委員の選任について
- 日程第14 同意第 5号 政治倫理審査会委員の選任について
- 日程第15 同意第 6号 政治倫理審査会委員の選任について
- 日程第16 同意第 7号 政治倫理審査会委員の選任について
- 日程第17 議案第 1号 平成30年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第18 議案第 2号 平成30年度河合町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第19 議案第 3号 平成30年度河合町生活資金貸付事業特別会計補正予算について
- 日程第20 議案第 4号 平成30年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について
- 日程第21 議案第 5号 平成30年度河合町下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第22 議案第 6号 平成30年度河合町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第23 議案第 7号 平成30年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算につい

- 日程第24 議案第16号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第25 議案第17号 一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第26 議案第20号 生活資金貸付事業特別会計条例の廃止について
- 日程第27 報告第 1号 権利放棄の報告について
- 日程第28 報告第 2号 権利放棄の報告について
- 日程第29 議案第 8号 平成31年度河合町一般会計予算について(別冊)
- 日程第30 議案第 9号 平成31年度河合町国民健康保険特別会計予算について(別冊)
- 日程第31 議案第10号 平成31年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について(別冊)
- 日程第32 議案第11号 平成31年度河合町下水道事業特別会計予算について(別冊)
- 日程第33 議案第12号 平成31年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計予算について(別冊)
- 日程第34 議案第13号 平成31年度河合町介護保険特別会計予算について(別冊)
- 日程第35 議案第14号 平成31年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算について (別冊)
- 日程第36 議案第15号 平成31年度河合町水道事業会計予算について(別冊)

\_\_\_\_\_\_

## 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第36まで議事日程に同じ

出席議員(12名)

場 千惠子 吉 村 幸 4番 馬 5番 訓 6番 尚 田 康 則 7番 森 尾 和 正 8番 池 原 真智子 9番 西 村 潔 10番 俊 文 11番 本 昌 弘 疋 田 谷 中 尾 伊佐男 12番 13番 辻 井 賢 治

# 欠席議員 (なし)

# 地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長 副 町 長 岡井康徳 東 正 次 育 教 長 林 信 企画部長 昭 仁 竹 也 澤 井 光 男 総務部長 福 井 敏 夫 福祉部長 門 П 住民生活部長 堀 内 伸 浩 教育部長 筒 匠 井 企画部次長 総務部次長 豊 嶋 雅 也 村 森 上 住民生活部 福祉部次長 杉 本 正 範 木 村 光 弘 まちづくり推進部次長 教育部次長 中 雅 山 至 上 村 欣 也 安心安全 推進課長 総務課長 阪 本 武 司 上 村 学 財政課長 税務課長 村 卓 也 浮 島 龍幸 上 保健スポーツ 住民福祉課長 中 野 中 野 典 雅 史 昭 特命担当課長 住民生活課長 梅 野 修 治 上 村 英伸 地域活性課長 照 上下水道課長 福 辻 弘 石 田 英毅

# 欠席者

社会福祉課長 佐藤桂三

## 会議に従事した事務局職員

調 整 員 松 本 良 一

# 開会 午前10時00分

## ◎開会の宣告

○議長(**疋田俊文**) 本日、告示第3号をもって平成31年第1回定例会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。

よって、平成31年第1回定例会は成立いたしましたので、開会します。

\_\_\_\_\_

#### ◎開議の宣告

○議長(疋田俊文) これより本日の会議を開きます。

\_\_\_\_\_\_

# ◎町長の挨拶

- ○議長(疋田俊文) 町長、招集の挨拶並びに施政方針を登壇の上願います。
- 〇町長(岡井康徳) はい、議長。
- 〇議長(疋田俊文) 町長。

(町長 岡井康徳 登壇)

**〇町長(岡井康徳)** 皆さん、おはようございます。

本日、平成31年第1回定例議会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙中にもか かわりませず、出席いただきありがとうございます。

今議会においては、平成31年度の当初予算を初め、重要議案を提出いたしております。慎重なるご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。なお、一般会計当初予算につきましては、義務的な経費及び経常的な経費を中心とした骨格予算といたしました。

それでは、その概要について説明いたします。

まず、一般会計の総額は63億8,000万円で、前年度に比べ15.2%減少しています。うち人件費、扶助費、公債費の義務的経費は36億4,026万6,000円、物件費や補助費、繰出金などの経費で23億3,521万8,000円、その他普通建設事業費が4億451万6,000円となっています。主な事業としては、街再生事業費、奈良盆地周遊型ウオークルート設置事業、ため池防災減災

対策推進事業、道路整備事業、橋梁長寿命化修繕事業、小学校再編事業などを予定いたして おります。なお、新たな政策設計費については、新町長のもとで肉づけされるものと思いま す。

特別会計及び企業会計の主な事業につきましては、下水道事業会計では下水道耐震化事業、 水道事業会計では西大和配水池除去事業などを予定しています。なお、詳細につきましては 予算案の概要を参照していただくようお願いをいたします。

さて、本来であれば新年度の施政方針について申し述べるところでありますが、私は4月30日をもって引退をいたします。そこで施政方針にかえて、長き28年間の町政を振り返りさせていただきたいと思います。

私はこれまで28年間にわたり、先見性を持ってその時代時代に直面する難問に挑戦し、これを克服してまいりました。振り返りますと、野焼きと悪臭対策に始まり、下水道、道路、街路などの基幹施設の整備、清掃工場のダイオキシン対策、停滞していた同和対策関連事業の推進、西大和の3公園のニリューアル、西大和の歩道改良と点字誘導ブロックの設置、小中学校の改築とその改造、そして耐震化、防災行政無線の整備と水害対策、閑古鳥が鳴いていない施設としてNHKで全国放送された豆山の郷建設、新しい子育て支援と就学前教育の場となる認定こども園の建設など、少子高齢化時代に対応した社会資本整備を行いました。

一方で、町民の生活を支援するため、その基本となる水道料金や下水道料金及び介護保険料は低水準に抑えました。広域7町で見ますと、水道料金は1番目、下水道料金も1番目、介護保険料は2番目に低い料金となっています。

また、強い反対もある中で説得に努め、建設した3町合同の静香苑、県内外の市町村から注目・評価された電算基幹システムの共同化、そして常備消防の広域化のほか、現在進めている圏域水道の一体化、ごみ処理の広域化及び国民健康保険の県単一化にも積極的に取り組み、経営の合理化を図ってまいりました。なお、学校の適正規模については議論を深め、一定の方向性を導き出しました。

新しい課題分野にも挑戦をいたしました。薄れつつあるきずなを求めて「心の田舎づくり」を訴え、町民の自主的活動を促し、人口減少対策として国が地方創生を打ち出す前から、現パナソニックホームズと連携して研究に取り組み、スムーズに「街再生総合戦略」を作成し実行してきました。

また、21世紀の新たな長期ビジョンとして常に20年先を見据えた夢ビジョン及び夢ビジョ

ンシステムを構築し、町民の夢や意見の集約を図りました。全国町村会の理事や近畿の町村会長の要職にもつかせていただき、町政推進のための人脈を持つことができました。一例を挙げれば、同和対策関連の諸事業、大事業、特に土地開発公社の残地の処理は、各市町村に重い負担となっていました。私は、事あるごとに政府関係者に制度の整備を訴えました。その後、いわゆる三セク債の制度が導入されましたが、その背景には私の訴えもあったと自負をいたしております。

このように長き28年の取り組みは私の頭の中で走馬灯のように流れていきます。まさに一切の私心を捨て、全知全能をもって町の発展に尽くしてきたと思うと、万感胸に迫るものがあります。

そして、長きにわたり町政にあずからせていただいたのは、当然ながら町民と議員各位の ご理解とご協力の賜物であり、感謝の思いでいっぱいでございます。

以上、述べさせていただきましたですけれども、ここに少し時間を頂戴いたしまして、一 言つけ加えさせていただきたいと思います。

28年の河合の歴史と文化を皆さん方にはもう一度見直していただきたい。町の歴史は、今現代だけで進めているものではございません。全国の各自治体が、いかにどうして自分の自治体をいい方向に進めていくか、一生懸命、今まで議員の皆さんにも協力をいただいて前進を図ってまいりました。

しかし、今どうでしょう。反対をすればいいと。そうじゃないんです。皆さん方もどういう意見を持ってこの町を将来見据えていくんだという、そういう方向性を出していただきたいというふうに思います。

同和対策事業につきましても簡単にできた問題ではございません。皆さんもこの地区改良事業、なぜ必要であったか、国がなぜ必要として法律をつくったということをもう一度見直していただきたい。地図もございます。現代と過去の西穴闇地域の地図を一度見比べてください、どんな環境の中で生活されていたかと。今、考えもつかないような環境のもとで生活をいたしておりました。それをやったから、後、終わったから、どうだこうだじゃなくて、必要であってやったことに、そしてその後、我々が責任を持ってその問題に取り組んでいき、解決していかなきゃならない。そこに原点があるのではないかなと、同和対策事業の原点ではなくて、町の原点があるんではないかなと、そう感じています。

言うことは正しい。しかし、それをしっかりと見定めて行動を起こすこと、なぜ今に至っているかということを知ること、そこのところをもう一度皆さん方にも勉強していただきた

いというふうに思います。

国の事業としてやっていただいた事業で残事業としていろんなものが残っておりました。 平成15年に基本法が終わりました。その時点で全て国の補助金もカットされました。確かに 奈良県と関西、九州の一部でその事業は残っておりました。奈良県は特に多うございました。 しかし、国全体と見れば、もうそれで終わったということでほとんどの補助金、全部切られ ました。それで一般対策として取り組ませていったわけでございます。

私は28年で決して公債費が、金額的には増えていますけれども、増えたとは思っておりません。削ってきた、減らしてきたという認識をいたしております。平成4年に3年にならしていただいて、4年度に公債費と受けた金額は74億円でございました。

それから、先ほど言いましたように、野焼き、化成工場の開設、これに約15億円、土地開発公社は約30億円、これを過去からの歴史を踏まえて計算しましたら、それでようやっとうでも120億円以上の公債費になっています。今現在、認定こども園ができて136億円ぐらいの公債費になります。私は、そのような状況で河合の町が進んできたということを、今来た人にはわかりません、歴史を知っている人、歴史をしっかりと勉強した人、そしてこの地域はなぜこれだけ今しんどいかというのをわかっておる人、当たり前ですよ、しんどいの、そういう問題を全て一般財源で解決してきたんですから。

どうぞ皆さん、そのあたりをしっかりと理解をして、これからの町政の基本にして取り組みをしていただければなと、そう思っています。職員も頑張ってきました。一部で私が長いから、職員がぬるま湯につかっておるという、そんな発言をされている議員さんもおいでになるとお聞きをしております。決してぬるま湯につからしたわけでもございませんし、常に厳しく職員には接してまいりました。職員もぴりぴりしておる、今もそうだと思います。私が何を言うのかなと、ぴりぴりびくびくしておるかもわかりません。

でも、やっぱりこの町が本当に大事であり好きだったし、この町を死ぬまで自分は見つめていきたいという思いを持っております。これは、これから一町民に戻らしていただいたときに、私もひょっとしたら傍聴に来るかもしれません。あのとき言うとったこととちゃうやんかいということを言うかもわかりません。そのあたりを皆様しっかりと頭に入れて、これからの河合の町を本当にもっともっとすばらしい町に、そしてもっともっと将来性を見込んで取り組みのできるような町に、取り組みを、方向を見出していただければなと、そう思っています。

過去に取り組みをいただいた議員各位、皆さん方にも感謝を申し上げながら、そして職員

として頑張っていただいた今までの職員の皆さんにも感謝を申し上げながら、次の世代へ、新しい世代へバトンタッチできればなと、そう考えています。ぜひともこれからの河合町の本当の人としての幸せと裏切りのない人間としての温かい気持ちを持ったつき合いの中で、すばらしい人間関係が生まれる町であってもらいたい、そして、いつまでも平和で明るく過ごしていけるような、そんな町であってもらいたいということを念願しながら、皆さんにお願いを申し上げながら挨拶とさせていただきます。大変長い間お世話になりました。ありがとうございました。

○議長(疋田俊文) 5分間、暫時休憩します。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時22分

〇議長(疋田俊文) 再開します。

\_\_\_\_\_\_

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長(疋田俊文) 日程第1、会議記録署名議員の指名を行います。

会議記録署名議員は、会議規則第123条の規定により議長において、8番、池原真智子議員、9番、西村 潔議員を指名します。

\_\_\_\_\_\_

# ◎会期の決定

○議長(疋田俊文) 日程第2、会期の決定を議題とします。

2月27日と本日、議会運営委員会を開催していただいておりますので、西村 潔議会運営 委員長より会期等について報告願います。

- 〇9番(西村 潔) 議長。
- 〇議長(疋田俊文) 西村委員長。

○9番(西村 潔) 去る2月27日及び本日、議会運営委員会を開催し、日程等を決定いたしましたので、その結果を報告いたします。

会期は本日3月4日から3月15日までの12日間といたします。

次に、会期の日程でございますが、本日4日は本会議、12日、14日、一般質問10時から、 総務常任委員会、5日10時から、経済建設常任委員会、5日午前11時から、厚生常任委員会、 5日午後1時30分から、本会議最終日は15日午後1時半からといたします。

本日の議事日程につきましては、議案第1号から第25号の25議案と報告第1号から報告第2号の2報告、同意第1号から同意7号の7同意を本日一括上程し、逐条審議いたします。 以上で報告を終わります。

○議長(疋田俊文) お諮りします。

会議等については、ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

〇議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

よって、会期は委員長報告のとおり本日4日より15日までの12日間と決定いたしました。

\_\_\_\_\_

## ◎付議事件の一括提案理由の説明

- ○議長(疋田俊文) それでは、理事者の方より、議案第1号より議案第25号までの25議案、報告第1号から第2号の2報告、同意第1号から第7号の7同意について提案の理由の説明を登壇の上願います。
- 〇副町長(東 正次) はい、議長。
- 〇議長(疋田俊文) 副町長。

(副町長 東 正次 登壇)

〇副町長(東 正次) それでは、3月定例会に提出いたしました議案第1号から議案第25号までの25議案、報告第1号から報告第2号までの2報告、同意第1号から同意第7号までの7同意、合計34案件につきまして、順次ご説明申し上げます。

議案第1号 平成30年度河合町一般会計補正予算についてでございます。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ3億9,763万

1,000円を追加し、歳入歳出予算総額を79億3,300万1,000円とするものでございます。

第2条繰越明許費につきましては3ページをお願いいたします。

プレミアムつき商品券事業146万7,000円、認定こども園整備事業6億6,329万2,000円、ため池防災対策調査計画事業99万円、小学校簡易ブロック塀安全対策事業260万7,000円、小学校冷房設備対応臨時特例交付金事業7,469万1,000円、中学校簡易ブロック塀安全対策事業703万6,000円、中学校冷房設備対応臨時特例交付金事業2億6,678万4,000円、合計10億1,686万7,000円を計上させていただいております。

第3条地方債の補正につきましては、4ページをお願いいたします。

このことにつきましては、2事業の借入限度額を表のように定め、起債の限度額を合計20 億1,290万円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明いたします。14ページをお願いいたします。

2 款総務費、1 項総務管理費では、財政調整基金費で、財源調整により2,114万1,000円の減額、プレミアムつき商品券事業費では、平成31年度に予定されている消費税率の改正が低所得者や子育て世代の消費に与える影響の緩和などを目的に、国の全額補助によりプレミアムつき商品券の販売事業を実施するものでございます。

3 款民生費、1項社会福祉費では、まず社会福祉総務費で国保特会と介護特会への繰出金額の確定により472万円の増額、老人福祉費で重度心障老人医療費の増加により211万円の増額、障害福祉費では、補装具給付等事務費、介護給付費において給付費の増額に伴い3,640万円の増額、国民健康保険医療助成費では、国保税の軽減分確定に伴い国保特会への繰出金が1,216万6,000円の増額となっております。

16ページをお願いいたします。

3款民生費、2項児童福祉費では、児童福祉総務費で子ども医療給付費で給付費の減少と前年度医療費精算に伴う償還金の増額により182万7,000円の減額、児童福祉施設費では、私立保育所等委託措置費が入所児童数の増加などにより2,008万8,000円の増額となっております。また、児童措置費では、児童手当給付費では給付児童数の減少などにより2,300万円の減額となっております。

4款衛生費、2項清掃費では、ごみ減量化推進経費で不用額870万円の減額になっております。

7款土木費、4項都市計画費では、公共下水道費で下水道事業特別会計補正に伴う財源調整分として繰出金2,136万8,000円の増額になっております。

18ページをお願いいたします。

7款土木費、5項住宅費では、不用額60万円の減額になっております。

9款教育費、2項小学校費では、小学校管理費で簡易ブロック塀の安全対策の実施として 260万7,000円の増額、小学校建設費では、国の補正予算を受け、小学校冷房設備の整備を実 施するものです。

9款教育費、3項中学校費では、中学校管理費で簡易ブロック塀の安全対策の実施として 703万6,000円の増額、中学校建設費では、国の補正予算を受けて中学校冷房設備の整備を実 施するものでございます。

次に、20ページをお願いいたします。

12款諸支出金、2項特別会計繰出金の住宅新築資金等貸付事業特別会計繰出金及び生活資金貸付事業特別会計繰出金につきましては、各特別会計の補正予算に伴う財源調整を行うものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。8ページをお願いいたします。

13款国庫支出金、1項国庫負担金で1,436万8,000円の増額、同じく13款国庫支出金、2項国庫補助金で3,733万6,000円の増額。

10ページをお願いいたします。

14款県支出金、1項県負担金で1,135万2,000円の増額、同じく14款県支出金、2項県補助金で63万6,000円の減額。

12ページをお願いいたします。

17款繰入金、2項特別会計繰入金では、421万4,000円の増額。

19款諸収入、4項雑入で79万7,000円の増額。

20款町債、1項町債で3億3,020万円の増額となっております。

以上、歳入歳出3億9,763万1,000円の増額補正となっております。

次に、議案第2号 平成30年度河合町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,904万3,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を22億5,177万6,000円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明いたします。8ページをお願いいたします。

2款保険給付費、3項出産育児諸費では、出産育児一時金で84万円の増額、同じく2款保険給付費、4項葬祭諸費では、葬祭費12万円の増額となっております。

次に、6款保健施設費、1項保健施設費では、人間ドック等助成金37万6,000円の増額となっております。同じく6款保健施設費、2項特定健康診査等事業費では、印刷製本費で4万3,000円の増額となっております。

10ページをお願いいたします。

13款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分で、納付金額確定に伴い1,766万4,000 円の増額となっております。

次に、歳入についてご説明いたします。6ページをお願いいたします。

6 款繰入金、1項繰入金で2,021万1,000円の増額。8 款諸収入、1項雑入で95万円の減額。 同じく8 款諸収入、2項延滞金、加算金及び過料で21万8,000円の減額となっております。

以上、歳入歳出1,904万3,000円の増額補正となっております。

次に、議案第3号 平成30年度河合町生活資金貸付事業特別会計補正予算についてでございます。

今回の補正予算につきましては、生活資金貸付金におきまして河合町債権管理条例第6条の規定により権利放棄したことに伴うものでございます。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算に変更はなく、歳入予算の振りかえを行うものでございます。

4ページをお願いいたします。

1 款繰入金、1項繰入金で一般会計繰入金を459万8,000円増額し、3 款諸収入、1項貸付金元利収入で生活資金貸付金元利収入を459万8,000円減額するものでございます。

次に、議案第4号 平成30年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について でございます。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ412万5,000円 を追加し、歳入歳出予算総額を972万5,000円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明いたします。8ページをお願いいたします。

3款公債費、1項公債費では、長期債償還利子の不用額8万9,000円を減額するものでございます。

6 款諸支出金、1項繰出金では、このたびの補正予算に伴い421万4,000円の歳入超過になることから、一般会計繰出金421万4,000円を増額し調整するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。6ページをお願いいたします。

2款県支出金、1項県補助金につきましては、このたび住宅改修資金貸付金におきまして、

河合町債権管理条例第6条の規定により権利放棄を行ったことに伴う県補助金526万1,000円 の増額でございます。

3款繰入金、1項繰入金113万6,000円の減額につきましては、財源調整のため一般会計からの繰入金を113万6,000円減額するものでございます。

以上、歳入歳出412万5,000円の増額補正となっております。

次に、議案第5号 平成30年度河合町下水道事業特別会計補正予算についてでございます。 第1条歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算からそれぞれ1,282万

9,000円を減額し、歳入歳出予算総額を6億8,867万1,000円とするものでございます。

第2条地方債の補正につきましては、3ページをお願いいたします。

このことにつきましては、3事業の借入限度額を表のとおり定め、起債の限度額を1億4,960万円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明いたします。10ページをお願いいたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、一般管理費で消費税中間納付税額確定により77万1,000円 の減額となっております。

2 款公共下水道事業費から12ページ、4 款公債費まで、全て事業費確定等に伴う不用額の 減額及び財源の補正となっております。

次に、歳入についてご説明いたします。8ページをお願いいたします。

1款使用料及び手数料、1項使用料で2,179万7,000円の減額。

5款繰入金、1項繰入金で2,136万8,000円の増額。

7款町債、1項町債では1,240万円の減額となっております。

以上、歳入歳出1,282万9,000円の減額補正となっております。

次に、議案第6号 平成30年度河合町介護保険特別会計補正予算についてでございます。

第1条保険事業勘定の歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ300万円を追加し、歳入歳出予算総額を18億4,208万1,000円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明いたします。10ページをお願いいたします。

2 款保険給付費、1項介護サービス等諸費では、居宅介護サービス給付費と地域密着型介護サービス給付費で、サービス受給者の減少に伴い給付費3,000万円の減額になっております。

4款地域支援事業費、3項介護予防・生活支援サービス事業費では、通所介護費と介護予防ケアマネジメント事業費の増加に伴い300万円の増額となっております。

5 款積立金、1 項基金積立金では、財源調整として介護給付費準備基金積立金3,000万円 を増額するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。6ページをお願いいたします。

- 1款保険料、1項介護保険料で1,960万1,000円の増額。
- 4款国庫支出金、1項国庫負担金で600万円の減額。同じく4款国庫支出金、2項国庫補助金で339万円の増額。
  - 5款支払基金交付金、1項支払基金交付金では729万円の減額。
  - 8ページをお願いいたします。
- 6 款県支出金、1項県負担金で375万円の減額。同じく6 款県支出金、3項県補助金で37 万4,000円の増額。
  - 7款繰入金、1項一般会計繰入金で332万5,000円の減額となっております。
  - 以上、歳入歳出300万円の増額補正となっております。
- 次に、議案第7号 平成30年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算についてでございます。
- 第1条歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ147万1,000円 を追加し、歳入歳出予算総額を3億6,277万3,000円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明いたします。8ページをお願いいたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金では、納付金額 確定により147万1,000円の増額となっております。

次に、歳入についてご説明いたします。6ページをお願いいたします。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料で147万1,000円の増額となっております。

以上、歳入歳出147万1,000円の増額補正となっております。

次、議案第8号から第15号までの8議案につきましては、平成31年度河合町一般会計並び に6特別会計、1企業会計の当初予算についてでございます。

この議案につきましては、皆様に予算書及び予算に関する説明書並びに予算案の概要をお 配りしておりますので、極簡単にご説明させていただきます。

それでは、議案第8号 平成31年度河合町一般会計予算についてご説明いたします。予算書5ページ並びに予算案の概要の17ページをお願いいたします。

このたびの一般会計当初予は、義務的な経費や経常的な経費などを中心とした骨格予算と

して編成しております。

第1条歳入歳出予算につきましては、予算の総額を63億8,000万円と定め、前年度予算額と比較いたしまして11億4,000万円の減額、率で15.2%の減となっております。

第2条地方債につきましては、予算書12ページをお願いいたします。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めており、表のとおり、6事業、起債限度額5億260万円と定めるものでございます。

第3条一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の限度額を20億と定めるものでございます。

第4条歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の金額を流用できる場合を定めております。

次に、議案第9号 平成31年度河合町国民健康保険特別会計予算についてでございます。 予算書の237ページ並びに予算案の概要の71ページをお願いいたします。

第1条歳入歳出予算につきましては、予算の総額を22億200万円と定め、前年度予算額と 比較いたしまして、金額で1,200万円の減額、率で0.5%の減となっております。

第2条歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の金額を流用できる場合を定めております。

次に、議案第10号 平成31年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてでご ざいます。予算書の271ページ並びに予算案の概要の75ページをお願いいたします。

第1条歳入歳出予算につきましては、予算の総額を400万円と定め、前年度予算額と比較いたしまして、金額では160万円の減額、率で28.6%の減となっております。

次に、議案第11号 平成31年度河合町下水道事業特別会計予算についてございます。予算書の287ページ並びに予算案の概要の77ページをお願いいたします。

第1条歳入歳出予算につきましては、予算の総額を6億9,300万円と定め、前年度予算額と比較いたしまして、金額で900万円の減額、率で1.3%の減となっております。

第2条地方債につきましては、予算書290ページをお願いいたします。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めており、表のとおり、4事業、起債限度額1億6,480万円と定めるものでございます。

次に、議案第12号 平成31年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計予算についてで

ございます。予算書の321ページ並びに予算案の概要の79ページをお願いいたします。

第1条歳入歳出予算につきましては、予算の総額を360万円と定め、前年度予算額と同額となっております。

次に、議案第13号 平成31年度河合町介護保険特別会計予算についてでございます。予算書の337ページ並びに予算案の概要の81ページをお願いいたします。

保険事業勘定につきましては、第1条歳入歳出予算で予算の総額を18億1,200万円と定め、 前年度予算額と比較いたしまして、金額で3,500万円の増額、率で2%の増となっておりま す。

第2条歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、保険事業勘定の歳出予算の各項の金額を流用できる場合を定めております。

次に、議案第14号 平成31年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算についてでございます。予算書の375ページ並びに予算案の概要の95ページをお願いいたします。

第1条歳入歳出予算につきましては、予算の総額を3億6,700万円と定め、前年度予算額と比較いたしまして、金額で700万円の増額、率で1.9%の増となっております。

次に、議案第15号 平成31年度河合町水道事業会計予算についてでございます。別冊の事業会計予算書1ページ並びに予算案の概要の97ページをお願いいたします。

第2条業務の予定量は予算書のとおりであります。

第3条収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入額を6億356万2,000円と定め、 前年度予算額と比較いたしまして、金額で2,017万8,000円の増額、率で3.5%の増。

また、支出額を5億4,165万9,000円と定め、前年度予算額と比較しまして、金額で2,599万9,000円の減額、率で4.6%の減となっております。

第4条資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入額を1億9,900万円と定め、前年度予算額と比較いたしまして、金額で500万円の減額、率で2.5%の減となっております。

また、支出額を 2 億3,980万9,000円と定め、前年度予算額と比較しまして、金額で1,095万2,000円の減額、率で4.4%の減となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4,080万9,000円については、過年度分損益勘定留保資金で3,190万9,000円と建設改良積立金890万円で補塡するものでございます。

第5条債務負担行為につきましては、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めております。表のとおり、1事項、期間は平成32年度、限度額2億600万円と定

めるものでございます。

第6条企業債につきましては、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を 定めており、表のとおり、1事業、起債限度額を1億4,900万円と定めるものでございます。 第7条一時借入金につきましては、限度額を3,000万円と定めるものでございます。

第8条議会の議決を経なければ流用することのできない経費として職員給与費4,146万 4,000円と定めるものでございます。

第9条棚卸しの購入限度額につきましては、100万円と定めるものでございます。

次に、議案第16号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定についてでございます。 このことにつきましては、特別職の職員で常勤のものの給与について減額する期間を平成 31年4月末まで延長するものでございます。削減対象及び削減率につきましては、平成30年 度と同様に給料及び地域手当を対象とし、15%の削減を行うものでございます。

この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第17号 一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定についてでございます。 このことにつきましては、一般職の職員の給与について減額する期間を平成31年度まで延 長するものでございます。

人口減少や少子高齢化の影響などで主要一般財源収入の減少が続く中で、街再生総合戦略などの重要な施策を着実に進めるための財源を確保するため、財政健全化計画の見直しをあわせて一般職員の給与削減を継続して行うものでございます。

削減対象及び削減率につきましては、平成30年度と同様に給料及び地域手当を対象とし、 一般職員については7%から2%の削減を行うものでございます。

この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第18号 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

このことにつきましては、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条例 の一部を改正するものでございます。

改正いたします内容は、新たに学校教育法の一部改正に伴い専門職大学が制度化されることに伴い、関係する各条例の一部を改正するものでございます。

この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第19号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、平成30年8月の人事院勧告に基づき、これに準拠して職員の勤 務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正いたします内容は、時間外勤務の縮減に向け、超過勤務命令を行うことができる上限 を規則にて定めるものでございます。

この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第20号 生活資金貸付事業特別会計条例の廃止についてでございます。

このことにつきましては、河合町債権管理条例に基づく債権放棄により特別会計を設置する目的がなくなったことから、本条例を廃止するものでございます。

この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第21号 国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の 一部を改正する法律の成立により、国保都道府県単位化になったことに伴い、本条例の一部 を改正するものでございます。

改正いたします内容は、平成36年度の賦課方式及び保険税率の県統一化に向け、賦課算定時における資産割の廃止及び保険税率の改正を行うものでございます。

この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第22号 河合町子ども医療費助成条例等の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、県内全市町村において医療費助成の支給方式を現物給付方式と するため、関係する条例の一部を改正するものでございます。

改正いたします内容は、未就学児に対する医療費助成の支給方法の取り扱いを、医療機関等に全額自己負担額を支払った後、町において助成額を計算し指定口座への振り込みを行う児童償還方式から、定額金額の支払いで医療サービスを受けることができる現物給付方式とするものでございます。

この条例は平成31年8月1日から施行するものでございます。

次に、議案第23号 河合町共同浴場設置条例の廃止についてでございます。

このことにつきましては、河合町共同浴場の運営について共同浴場運営検討委員会の答申 を受けて、平成31年9月30日をもって共同浴場を廃止するものでございます。

この条例は平成31年10月1日から施行するものでございます。

次に、議案第24号 河合町水道法施行条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、技術士法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、本条例

の一部を改正するものでございます。

改正いたします内容は、布設工事監督者の資格基準において上下水道部門の技術士試験選 択科目から水道環境を削るものでございます。

この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第25号 工事請負契約の変更契約の締結についてでございます。

このことにつきましては、下記のとおり工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の 議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決 を求めるものでございます。

工事名、河合町庁舎耐震補強工事。

変更前の契約の金額、4億4,989万3,440円。

変更後の契約の金額、4億6,981万9,440円。

契約の相手方、奈良県五條市二見1丁目1番4号、株式会社田原建設代表取締役田原清史。 次に、報告第1号 権利放棄の報告についてでございます。

このことにつきましては、河合町債権管理条例第6条の規定により権利を放棄したので、 同条例第7条の規定により議会に報告するものでございます。

内容につきましては、生活資金貸付金におきまして債務者死亡などにより債権の回収が困難であることから、債権放棄を行うものでございます。

次に、報告第2号 権利放棄の報告についてでございます。

このことにつきましては、河合町債権管理条例第6条の規定により権利を放棄したので、 同条例第7条の規定により議会に報告するものでございます。

内容につきましては、住宅改修資金貸付金におきまして、債務者死亡などにより奈良県住 宅新築資金等償還事務審査会において償還不能と判断され、債権が町に返還されたことから、 債権放棄を行ったものでございます。

次に、同意第1号から同意第7号までの7同意につきましては、任期満了に伴う政治倫理 審査会委員の選任につきまして議会の同意を求めるものでございます。

まず、同意第1号 政治倫理審査会委員の選任についてでございます。

このことにつきましては、このたび逢坂貞夫氏が任期満了となりますので、同氏を引き続き選任したいので、河合町政治倫理条例第5条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所、兵庫県神戸市東灘区御影郡家2丁目16番14号。

氏名、逢坂貞夫。

生年月日、昭和11年6月8日。

なお、参考に経歴書を添付いたしておりますので参照いただきたいと存じます。

次に、同意第2号 政治倫理審査会委員の選任についてでございます。

このことにつきましては、このたび津野恭誉氏が任期満了となりますので、同氏を引き続き選任したいので、河合町政治倫理条例第5条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所、上牧町桜ケ丘2丁目8番地7。

氏名、津野恭誉。

生年月日、昭和19年10月14日。

なお、参考に経歴書を添付いたしておりますのでご参照いただきたいと存じます。

次に、同意第3号 政治倫理審査会委員の選任についてでございます。

このことにつきましては、このたび樋口俊夫氏が任期満了となりますので、同氏を引き続き選任したいので、河合町政治倫理条例第5条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所、河合町大字川合1206番地。

氏名、樋口俊夫。

生年月日、昭和22年12月11日。

なお、参考に経歴書を添付いたしておりますので参照いただきたいと存じます。

次に、同意第4号 政治倫理審査会委員の選任についてでございます。

このことにつきましては、このたび上田邦子氏が任期満了となりますので、同氏を引き続き選任したいので、河合町政治倫理条例第5条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所、河合町大字大輪田20番地。

氏名、上田邦子。

生年月日、昭和13年5月22日。

なお、参考に経歴書を添付いたしておりますので参照いただきたいと存じます。

次に、同意第5号 政治倫理審査会委員の選任についてでございます。

このことにつきましては、このたび田原倉太氏が任期満了となりますので、同氏を引き続き選任したいので、河合町政治倫理条例第5条第2項の規定により議会の同意を求めるもの

でございます。

住所、河合町星和台2丁目6番地9。

氏名、田原倉太。

生年月日、昭和24年3月10日。

なお、参考に経歴書を添付いたしておりますのでご参照いただきたいと存じます。

同じく同意第6号 政治倫理審査会委員の選任についてでございます。

このことにつきましては、前委員の任期満了により新たに次の者を選任したいので、河合 町政治倫理条例第5条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所、河合町泉台2丁目6番14号。

氏名、村田雅信。

生年月日、昭和18年2月23日。

なお、参考に経歴書を添付いたしておりますのでご参照いただきたいと存じます。

同意第7号 政治倫理審査会委員の選任についてでございます。

このことにつきましては、前委員の任期満了により新たに次の者を選任したいので、河合 町政治倫理条例第5条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所、河合町高塚台2丁目27番地15。

氏名、下 修一。

生年月日、昭和18年4月7日。

なお、参考に経歴書を添付いたしておりますのでご参照いただきたいと存じます。

以上、提出いたしました34案件の説明とさせていただきます。よろしくご決定賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

○議長(疋田俊文) 10分間、暫時休憩します。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時17分

〇議長(疋田俊文) 再開します。

## ◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長(疋田俊文) 日程第3、議案第18号 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は発言願います。

(発言する者なし)

○議長(疋田俊文) 質疑がないようですので、質疑は打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

これより議案第18号の採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

〇議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、議案第18号 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については可決されました。

# ◎議案第19号の質疑、討論、採決

〇議長(疋田俊文) 日程第4、議案第19号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は発言願います。

- ○4番(馬場千惠子) はい。
- 〇議長(疋田俊文) 馬場議員。
- ○4番(馬場千惠子) 長時間、時間外勤務についてという説明を受けたんですけれども、具体的にどのような規定になっていくのか、それと規則で定めるとありますけれども、それはどれぐらいの日程でその規則が決められていくのか教えてもらいたいです。

- 〇総務課長(上村 学) はい。
- 〇議長(疋田俊文) 課長。
- ○総務課長(上村 学) 主に内容についてでございますが、原則1カ月について45時間、かつ1年について360時間というのが原則にございます。

そして、あと特別な事情がある場合等、1カ月について100時間未満、1年について720時間、かつ2から6カ月間平均80時間を超えないようにという範囲ということで予定をしております。

規則の制定については、条例が可決されましたら3月31日、年度末までには制定したいと 考えております。

○議長(疋田俊文) ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○議長(疋田俊文) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

これより議案第19号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者举手)

〇議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、議案第19号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については可決されました。

# ◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長(疋田俊文) 日程第5、議案第21号 国民健康保険税条例の一部改正についてを議題 とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

〇6番(岡田康則) はい、議長。

- 〇議長(疋田俊文) 岡田議員。
- ○6番(岡田康則) 今回の条例なんですけれども、県のほうからのそういうふうに移行するというのは非常に理解はできるんですけれども、私、過去3回、この健康保険をまけてくれとは言うてないんですよ。8回を10回にして少し楽な支払い方法はできませんかということを言うてたんですけれども、過去3回とも、今、調べますとかそういう形で、進捗状況とかは全然私のほうにも報告がありません。議長のほうにも報告がありません。その辺のところで一言ちょっとお願いしますので、よろしくお願いします。
- 〇福祉部長(門口光男) はい。
- 〇議長(疋田俊文) 部長。
- ○福祉部長(門口光男) 昨年の12月の委員会の折に質問のほうをいただいております。そのときにメリットとデメリットという点で、1点につきましては、システム改修が必要ではないかというところでは、その後確認ましたところ、システムの改修は不要だという確認がとれております。

2点目に、8回を10回、これにすることによって徴収率等の影響が出るんかというところを懸念しておりますという回答をさせていただいておりますけれども、これにつきましても10回にするに当たって税務課と検討したところ、納付の期間を、現状は7月からなんですけれども、6月から3月の末までにすることによって可能ではないかというところの協議を進めております。

このことにつきましては平成32年度をスタートと考え、今、担当課と協議を行っているというところでございます。

以上です。

- 〇議長(疋田俊文) 岡田議員。
- ○6番(岡田康則) では、前向きに前進という形で私、きょう理解しまして、また問われた 住民の方にもそんな形になっていきますよというようなことを報告もさせていただきますの で、ぜひともよろしくお願いいたします。
- 〇2番(大西孝幸) はい。
- 〇議長(疋田俊文) 大西議員。
- ○2番(大西孝幸) 今回のこの改正の中で資産割を削除するということになっておりますが、 今まで国民健康保険、資産割がある人、ない人、ということで、資産割があって所得割もある方、資産割がない方、その方たちが上がるかどうかという分析をもししておられるんであ

ればお答え願いたいと思います。

まずは全体に上がるかどうかという部分もお聞かせ願います。

- 〇住民福祉課長(中野雅史) はい。
- 〇議長(疋田俊文) 課長。
- **○住民福祉課長(中野雅史)** 資産割の廃止ということになるんですけれども、当然資産割の ある方、ない方に応じて、その変動率が大きく変わる部分があります。

まず、全体の増減になるんですけれども、資産割を廃止にすることによって、全体で見ますと約762世帯の方につきましては減額傾向にある、全体の約37%程度と考えております。

また、同額で変わらないという方が19世帯ぐらいで、これは0.9%。500円までのちょっと 負担増になる方というのが370世帯で18%ということになります。大体ここまでの方で全体 の56%ぐらいの割合となっております。1,000円、2,000円、大体1万円ぐらいまで上がると いうことで、80%ぐらいの世帯の方については1万円まで以内で今回の税率改正に伴っての 金額の増減というのがその範囲におさまるのかなと思っております。

以上であります。

- 〇議長(疋田俊文) 大西議員。
- **〇2番(大西孝幸)** 今回の改正でより公平に負担していただくということで、これを応益応 能割というのがあると思います。そのバランスはどうなっていますか。
- 〇住民福祉課長(中野雅史) はい。
- 〇議長(疋田俊文) 課長。
- **〇住民福祉課長(中野雅史)** 当然法律に基づきまして応能割50、応益割50という、これは基本ベースにあります。ですので、今回の改正につきましても応能割、資産割の廃止に伴いまして全体の保険料で50%は所得割でいただくという形です。

応益割につきましては、個人個人でいただく部分が35%と決まっていますので、その35%、世帯平等割という形で15%というのは基準にありますので、それを注視した形で今回保険料率の見直しはさせていただいているつもりです。

以上です。

○議長(疋田俊文) ほかにございませんか。

馬場議員。

○4番(馬場千惠子) 国民健康保険の基金についてですけれども、河合町、特に基金が多く あるということで、長年にわたって保険料の引き下げということで質問もさせてもらってき たんですけれども、今回36年度に向けてその基金がどのように活用されるのかお聞きしたい と思います。

- 〇住民福祉課長(中野雅史) はい。
- 〇議長(疋田俊文) 課長。
- ○住民福祉課長(中野雅史) まず、基金の活用についてなんですけれども、本年度31年度の 税率改正につきましては、30年度と1人当たりの保険料は同じような設定をさせていただい ています。当然、県の事業費納付金として36年度に向けて、本来であれば徐々に税率改正に 伴って1人当たりの保険料も上げていかなければならないんですけれども、今年度につきま しては資産割の廃止等々ありますので、その辺、負担をなるべく少なくさせていただくよう に基金のほうを今年につきましては2,500万円程度入れさせていただいて、それと同時に31 年度、県の激変緩和ということで、こっちのほうも2,500万円ほどありますので、合計5,000 万円ほどの保険料の抑制がかかっているという形になります。

今後におきましても税率改正を行う上で、36年度の統一にも大体上昇率の半分ぐらいは基金のほうを活用させていただくと、トータル的には9,000万円ぐらいの基金の活用をもって36年度のほうの統一税率のほうに向けさせていただきたいと考えております。

以上です。

- O議長(疋田俊文)
   ほかにございませんか。

   馬場議員。
- ○4番(馬場千惠子) 全体的に9,000万円の基金の活用ということですけれども、結果的にはまだまだ残っているかなと思うんですけれども、それについてはどういう活用でしょうか。
- 〇住民福祉課長(中野雅史) はい。
- 〇議長(疋田俊文) 課長。
- ○住民福祉課長(中野雅史) 基金につきましては、今後、県に対して事業費納付金ということで保険料の徴収を納めなければなりません。県のほうでは基準徴収率を定めておられるんですけれども、その基準徴収率に満たない場合はどうしても保険料から賄えない。その部分については、基金のほうを活用して県の納付金に充てさせていただくということと、あと今後、検討しているんですけれども、保険事業で何かその基金を活用して、生活予防対策とかその辺の活用を持っていけたらいいなという今考えているところであります。

以上です。

○議長(疋田俊文) ほかにございませんか。

# (発言する者なし)

○議長(疋田俊文) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

〇議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

これより議案第21号の採決を行います。

本案を原案どおり決することに賛成の方は挙手願います。

(替成者举手)

〇議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、議案第21号 国民健康保険条例の一部改正については可決されました。

# ◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長(疋田俊文) 日程第6、議案第22号 河合町子ども医療費助成条例等の一部改正についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

- ○8番(池原真智子) はい、議長。
- 〇議長(疋田俊文) 池原議員。
- ○8番(池原真智子) 先ほどの説明では現物支給になるということなんですけれども、具体的にどういうふうなシステムになっていくのかを教えてもらいたいのと、それから、この条例、8月1日から施行ということで、当該の対象となる人たちに対する通知、啓発はどのようになるのか教えてください。
- 〇住民福祉課長(中野雅史) はい。
- 〇議長(疋田俊文) 課長。
- ○住民福祉課長(中野雅史) まず、システム、流れなんですけれども、今までは窓口負担で、 乳幼児の方が対象となりますので2割負担を一旦していただいて、それは医療機関であり、 調剤薬局、処方箋をもらわれても2割負担という形で負担していただいた後、その情報が町 のほうに届きまして、そこから自己負担、1カ月500円が最高なんですけれども、500円を引

かさせていただいた分、調剤はゼロになります、を指定口座のほうに振り込みさせていただいて助成金のほうをさせていただいたという流れになっております。

この現物給付化といいますものは、今度その定額、市町村で個々定める金額、河合町においては外来500円になるんですけれども、それを1カ月窓口で最高500円までの支払いに達した場合は、もうその医療機関において、また調剤薬局はゼロ円になるんですけれども、以降は窓口の支払いはなしという形になります。そうなる場合、医療機関のほうが、要は自己負担がもらえなくて少なくなってしまいますので、今後は町のほうから国保連合会とか支払基金というところがあるんですけれども、そこを通じて医療機関のほうに不足分を払わしていただくというような形をもって助成金の流れという形になっております。

次に、対象者の通知につきましては、広報で先にお知らせをさせていただいた後、個々に 受給者証を変更していただかなければなりません。ですので、その変更のところにも通知さ せていただいて、今持っておられるそういう受給資格者証と更新が必要となりますので、そ のときには、あわせてさせていただくつもりであります。

以上です。

○議長(疋田俊文) ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○議長(疋田俊文) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

〇議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

これより議案第22号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

〇議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、議案第22号 河合町子ども医療費助成条例等の一部改正については可決されました。

○議長(疋田俊文) 日程第7、議案第23号 河合町共同浴場施設条例の廃止についてを議題 とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

馬場議員。

- ○4番(馬場千惠子) この共同浴場の廃止なんですけれども、今まで交流の場として残して ほしいという声が多かったということで今に至っているかと思うんですけれども、実際に利 用されている方との話し合いで、どのような話し合いになってここに至ったのかという点に ついてご説明お願いします。
- 〇住民生活課長(上村英伸) はい。
- 〇議長(疋田俊文) 課長。
- **○住民生活課長(上村英伸)** 共同浴場の利用者の方につきましては、唯一共同浴場が憩いの場というところを聞いております。また、そのような利用者の方につきまして、憩いの場としてまた他の施設、あれば利用されるかというアンケート調査を実施したいと思っております。

以上です。

- ○4番(馬場千惠子) はい。
- 〇議長(疋田俊文) 馬場議員。
- ○4番(馬場千惠子) すみません。そうしたら、浴場の利用はないけれども、その施設としては置いておいて、そこを交流の場、憩いの場として利用するかどうかについては、地域の人にアンケートをとるということでしょうか。
- 〇議長(疋田俊文) 課長。
- **○住民生活課長(上村英伸)** 共同浴場の場所を憩いの場ではなくて、他の施設、そこも含めてですけれども、建物自体も古いというところもありますので耐震というところもあります。ですので、共同浴場については今後検討しないといけないと思います。ほか、その横に今、心の交流センターと、そばに老人憩いのセンターがございますので、そこを利用していただけるかというアンケートをとっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長(疋田俊文) ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○議長(疋田俊文) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

〇議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

これより議案第23号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者举手)

〇議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、議案第23号 河合町共同浴場設置条例の廃止については可決されました。

\_\_\_\_\_\_

# ◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長(疋田俊文) 日程第8、議案第24号 河合町水道法施行条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

- 〇4番(馬場千惠子) はい。
- 〇議長(疋田俊文) 馬場議員。
- ○4番(馬場千惠子) この条例の変更ということで、改正ということで水道環境を削るとあるんですけれども、水道環境とはどういった具体的な中身というか仕事をされていたのか、それを削ることによってどんなふうに変化があれば教えてもらいたいです。
- 〇水道課長(石田英毅) はい。
- 〇議長(疋田俊文) 水道課長。
- 〇水道課長(石田英毅) 今回の改正でございます。

こちらに関しましては、技術士法施行規則の一部を改正する厚生労働省令におきまして、現在、技術士試験というのを行っております。そちらの中の第2次試験、こちらにおきまして、現在20部門96科目のところ、同20部門69科目に選択科目を見直すこととされまして、上下水道部門につきましては、選択科目の水道環境、今現在、上水道及び工業用水道及び下水道、そして水道環境という3科目ございますが、こちらが水道環境削除になりまして、上水

道及び工業用水道に統合されるといった試験内容、こちらの内容となってございます。 以上です。

○議長(疋田俊文) ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○議長(疋田俊文) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

これより議案第24号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者举手)

〇議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、議案第24号 河合町水道法施行条例の一部改正については可決されました。

\_\_\_\_\_\_

# ◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長(疋田俊文) 日程第9、議案第25号 工事請負契約の変更契約の締結についてを議題 とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

- 〇4番(馬場千惠子) はい。
- 〇議長(疋田俊文) 馬場議員。
- ○4番(馬場千惠子) この変更なんですけれども、2,000万円近くの変更になりますけれども、この変更されて金額が増えたという、その具体的な中身、どこがどのぐらいの変更になったのか、金額も含めて教えてもらえたらなと思います。
- 〇安心安全推進課長(阪本武司) はい。
- 〇議長(疋田俊文) 課長。
- **〇安心安全推進課長(阪本武司)** それでは、私のほうから内容についてお答えさせていただきます。

今回増額になりました金額のおおよそ60%が建築に関するものでございます。残り4%が この建築工事に付随しました電気工事、または機械工事に関する変更でございます。

具体的に申し上げますと、建築工事につきましては外壁のクラック、これはひび割れでございますけれども、建物の耐久性に関して重要な部分でございます。これが当初、目視では発見できない細かいもの等が多く発見されました。こういった改修で変更増額という形になっております。

また、機械・電気設備につきましては、建物内部の耐震改修を行う際、内装を剝がして露出した場合に、その他補強工事にどうしても配線・配管の移設等が生じる場所がございました。そういったものの移設、あるいは新設のための増額工事と、おおよそはそういう工事になっております。

○議長(疋田俊文) ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○議長(疋田俊文) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

これより議案第25号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者举手)

〇議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、議案第25号 工事請負契約の変更契約の締結については可決されました。

# ◎同意第1号の採決

○議長(疋田俊文) 日程第10、同意第1号 政治倫理審査会委員の選任についてを議題とします。

これより同意第1号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者举手)

〇議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、同意第1号 政治倫理審査会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

\_\_\_\_\_\_

# ◎同意第2号の採決

○議長(疋田俊文) 日程第11、同意第2号 政治倫理審査会委員の選任についてを議題とします。

これより同意第2号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

〇議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、同意第2号 政治倫理審査会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

\_\_\_\_\_\_

## ◎同意第3号の採決

○議長(疋田俊文) 日程第12、同意第3号 政治倫理審査会委員の選任についてを議題とします。

これより同意第3号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

〇議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、同意第3号 政治倫理審査会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

\_\_\_\_\_

# ◎同意第4号の採決

〇議長(**疋田俊文**) 日程第13、同意第4号 政治倫理審査会委員の選任についてを議題とします。

これより同意第4号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者举手)

〇議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、同意第4号 政治倫理審査会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

\_\_\_\_\_\_

# ◎同意第5号の採決

○議長(疋田俊文) 日程第14、同意第5号 政治倫理審査会委員の選任についてを議題とします。

これより同意第5号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者举手)

〇議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、同意第5号 政治倫理審査会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

\_\_\_\_\_\_

# ◎同意第6号の採決

〇議長(**疋田俊文**) 日程第15、同意第6号 政治倫理審査会委員の選任についてを議題とします。

これより同意第6号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

〇議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、同意第6号 政治倫理審査会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

\_\_\_\_\_\_

# ◎同意第7号の採決

○議長(疋田俊文) 日程第16、同意第7号 政治倫理審査会委員の選任についてを議題とします。

これより同意第7号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

〇議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、同意第7号 政治倫理審査会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

\_\_\_\_\_\_

# ◎議案第1号から議案第7号及び議案第16号、議案第17号、議案第 20号及び報告第1号、報告第2号の委員会付託

○議長(疋田俊文) 日程第17、議案第1号、日程第18、議案第2号、日程第19、議案第3号、日程第20、議案第4号、日程第21、議案第5号、日程第22、議案第6号、日程第23、議案第7号、日程第24、議案第16号、日程第25、議案第17号、日程第26、議案第20号、日程第27、報告第1号、日程第28、報告第2号の審議方法についてお諮りします。

(「議長一任」と言う者あり)

- ○議長(疋田俊文) 議長一任の声でございますが、ご異議ございませんか。
  - (「異議なし」と言う者あり)
- ○議長(疋田俊文) 異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。 報告します。

議案第1号、議案第16号、議案第17号を総務常任委員会に付託します。

議案第2号、議案第3号、議案第6号、議案第7号、議案第20号、報告第1号を厚生常任 委員会に付託します。

議案第4号、議案第5号、報告第2号を経済建設常任委員会に付託します。

# ◎議案第8号から議案第15号の委員会付託

〇議長(疋田俊文) 日程第29、議案第8号、日程第30、議案第9号、日程第31、議案第10号、日程第32、議案第11号、日程第33、議案第12号、日程第34、議案第13号、日程第35、議案第14号、日程第36、議案第15号の審議方法についてお諮りします。

(「議長一任」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 議長一任の声でございますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。

特別委員会を設置します。

委員会の名称は予算審査特別委員会といたします。

ただいま設置しました委員会の委員及び委員会の選任についてはどのようにしたらよろしいでしょうか。

(「議長一任」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 議長一任の声でございますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。

〇議長(疋田俊文) 暫時休憩します。

休憩 午前11時47分

再開 午前11時50分

〇議長(疋田俊文) 再開します。

委員は5名とします。

委員の選任の結果を報告します。

予算審査特別委員会の委員には、大西孝幸議員、岡田康則議員、森尾和正議員、西村 潔議員、谷本昌弘議員、以上の5名とします。

それでは、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。 その間、暫時休憩します。

休憩 午前11時51分

再開 午前11時53分

〇議長(疋田俊文) 再開します。

互選の結果を報告します。

予算審査特別委員会の委員長には森尾議員、同副委員長には大西議員が選任されました。

\_\_\_\_\_\_

## ◎散会の宣告

○議長(疋田俊文) 以上をもって本日の日程は全て議了しました。 本日はこれで散会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

〇議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前11時54分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 疋田 俊文

署 名 議 員 池 原 真智子

署名議員西村潔